

一本松小学校いじめ防止基本方針

令和6年3月25日

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

② いじめを防止するための基本理念

すべての子どもが健やかに成長していくために、自己の特性や可能性や長所等を互いに認め合い、温かい人間関係の中で自己実現を目指し伸び伸びと生活することができるような場を作る。

③ いじめを防止するための方向性

- 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するために、学校はその役割を自覚し、保護者や地域と協力して広く社会全体で真剣に取り組む。
- 子どもは、自らが安心して豊かに生活できるよう、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。
 - ◆いじめの未然防止（学級風土、授業改善、適切な人間関係の確立、自己有用感の醸成）
 - ◆早期発見・早期対応（いじめを見逃さない体制づくり、教育相談、教職員の育成）
 - ◆適切な対処・措置（児童、保護者との信頼関係の確立、関係機関との連携強化）

④ 学校宇いじめ基本方針策定の目的

一本松小学校いじめ防止基本方針は、基本理念・方向性のもと、いじめの問題への対策を教職員・児童・保護者・地域が主体的・相互に協力しながら、いじめ防止及び解決を図るために、子どもの健全育成・いじめをゆるさない学校の実現をめざすことを目的とする。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

① 委員会の構成員

管理職、教務主任、学年代表、児童支援専任、養護教諭
（必要に応じて心理や福祉等の専門、連携機関の参加も求める）

② 委員会の運営

- 「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月1回以上、定期的を開催する。
- いじめ防止に向けた年間計画の作成、運営、検証を行う。
- いじめ事案に対して中核となり、情報収集・記録・対応（役割分担）を行う。

- ・いじめの疑いがある時点で早急に委員会を開催する。
- ・学校長等責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成、保管し、進捗管理を行う。

③ 活動内容

○未然防止

- ・いじめがおきにくい、許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動内容を児童及び保護者に周知

○早期発見・事案対処

- ・いじめ相談窓口の設置
- ・いじめ疑いに関する情報や問題行動などに係る情報収集と記録、共有
- ・情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取りなどによる事実確認、いじめの認知
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、方針の決定と保護者との連携等への対応

○取組の実証

- ・学校いじめ防止基本方針の年間計画作成、実行、実証、修正
- ・学校いじめ防止基本方針における計画に基づいた研修の企画、実施
- ・学校いじめ防止基本方針が機能しているかについて点検、見直し

3 未然防止、早期発見、事案対処

① 未然防止

○安心できる居場所作り

- ・あいさつ運動、話の聴き方・伝え方の指導

○友人関係、集団作り、社会性の育成

- ・縦割り活動、横浜プログラム（YP）の計画的な実施

○授業改善、すべての子が参加できる授業づくり

- ・研究目標に基づく授業研究会、校内外での研修、教職員間での意見交流

○校内規律

- ・学校のきまりに関する共通理解、児童指導・人権研修

② 早期発見

○情報の収集

- ・学年主任（学年間）→児童支援専任

○健康観察の活用

- ・顔を見て一人ひとりの様子を確認

○意識的なコミュニケーション

- ・年に1回以上の児童との教育相談、信頼関係の構築

○保護者とのコミュニケーション

○多角的な視点での見取り

- ・専科授業、保健室での様子の共有

○児童の実態把握

- ・年に2回以上の学校生活に関するアンケートの実施、2回以上のYP アンケートの実施

○情報モラルに関する啓発

- ・情報に関する職員研修の実施、児童に対する情報モラルに関する授業の実施

③ 措置

いじめを察知した時点で早急に「いじめ防止対策委員会」を開催し、情報共有を行い学校全体で対応を検討していく。

- ・疑いがあるような行為を見かけたとき、情報を得たときには直ちに事実確認を行う。
- ・事実を確認した場合には、いじめをやめさせ、再発防止のために、関係の児童や保護者への支援助言を継続的に行う。
- ・いじめが起きた集団に対しては、児童の受け止め方に配慮しながら「いじめは絶対に許されない」ということを伝え、考えられるようにする。必要に応じ、個別での指導を行う。
- ・いじめを受けた児童が安心して過ごせるような環境づくりを行う。必要に応じて、双方保護者との連携を図り、一定期間別室での学習を行う等の装置も考えられる。
- ・お互いが納得し、安心して学校生活が送れるよう、関係の保護者と情報を共有できるようにする。
- ・犯罪行為として取り扱われるべき事案については、教育委員会及び警察等の関係機関と連携し、対処する。

④ 解消

少なくとも次の2つの条件を満たしている必要がある

- (1) いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいる。
- (2) いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていない。

⑤ 教職員研修

児童理解研修やいじめ防止・対応に向けた研修を計画的に校内で実施する。

また、校外で行われる教育委員会が主催する児童理解、指導関係の研修についても積極的に参加をする。

⑥ 学校運営協議会等の活用

保護者や地域住民が学校運営委に参画する場において、いじめをはじめ、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決しようとする仕組づくりを推進する。

⑦ 年間計画

	内 容	
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー、健康関係情報引継ぎ ・旧担任から新担任への児童情報引継ぎ ・児童指導、児童理解、いじめに関する職員研修 	
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活に関するアンケート（記名式） ・地域訪問 ・教育相談 ・個別の教育支援計画、指導計画の作成 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・YP アンケートの実施、横浜プログラムの年間計画 	
7、8月	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜プログラムに関する職員研修 ・特別支援に関する職員研修 ・キャリアパスポート等を活用した振り返り ・個人面談 	学校いじめ防 止対策委員会 児童情報共有
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜プログラムの実施 	
10月	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">通 年</div> ↓	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権に関する職員研修 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラルに関する授業 ・人権週間 ・学校生活に関するアンケート（無記名式） ・教育相談 ・個人面談 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策基本方針の見直し ・児童理解に関する年間計画の見直し ・学校経営計画の見直し 	
2月		
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の教育支援計画、指導計画の振り返り 	↓

4 重大事態について

① 定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義については「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」とされている。

② 報告

学校は、事態が発生した場合（疑いも含む）は、直ちに教育委員会に報告する。

5 点検と見直し

学校は、いじめに対する組織体制や対応に関して、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて見直しを行う。横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。